

富山新港元気の森公園
指定管理者募集要項

令和8年8月
富山県土木部港湾課

目 次

A 公の施設に関する事項

1 施設概要	1
(1) 名称	1
(2) 所在地	1
(3) 設置目的	1
(4) 施設の概要	1
(5) 設備・備品の内容	1
(6) 利用状況等	1

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨	2
2 条件等	2
(1) 申請資格	2
(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容	3
(3) 管理の基準	3
(4) 指定期間	4
(5) 県が支出する指定管理料の上限	4
(6) 利用料金制について	6
(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担	7
(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について	8
(9) 定期報告書（月報）の提出	8
(10) 事業報告書（事業年度報告書）の提出	9
(11) 事業評価	9
(12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について	9
(13) 県からの派遣職員について	9
(14) 県による調査・指示等	9
(15) 県による指定管理者に対する評価	10
(16) 監査委員及び包括外部監査人による監査	10
(17) 施設の管理の継続が適当でない場合における措置	10
(18) 自主事業の実施について	10
3 応募・選定手続き	
(1) 募集	11
(2) 申請方法	11
(3) 質疑応答	12
(4) 説明会の開催	13
(5) 審査方法及び審査基準	13

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定	15
(2) 協定の締結	15

D	その他
---	-----

(1) スケジュール	16
(2) その他留意事項	16
(3) 配付資料	17

富山新港元気の森公園指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

「富山新港元気の森公園」（以下の2つの港湾施設の総称）

- ・富山新港元気の森公園パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）
- ・富山新港元気の森公園緑地（以下「緑地」という。）

(2) 所在地

射水市海竜町地内（別紙「位置図」参照）

(3) 設置目的

富山新港元気の森公園は、臨海部における良好な景観と環境を創出することにより、地域住民に親しまれる魅力的なマリンプロントの創造を目的として県が整備した施設であり、パークゴルフ場や芝生広場等を平成17年11月1日より供用開始しているものである。

(4) 施設の概要

①敷地面積

供用施設	面積（ha）
パークゴルフ場（36H）	約2.9ha
緑地	約4.0ha
計	約6.9ha

②施設内容（別紙「施設概要図」「休憩所平面図」参照）

- ・パークゴルフ場
- ・緑地（展望広場、芝生広場、せせらぎ水路、池、遊戯広場、休憩所、駐車場）

(5) 設備・備品の内容

別紙「設備一覧表」及び「備品一覧表」に明記

(6) 利用状況等

過去3年間の施設利用者数・収入状況

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	パークゴルフ場（36H）	47,535人	44,879人	44,627人
	公園	21,614人	18,361人	20,879人
	計	69,149人	63,240人	65,506人
利用料金収入		7,426,990円	7,675,780円	7,385,170円

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

富山新港元気の森公園の管理を効果的かつ効率的に実施するため、引き続き指定管理者制度を導入するものであり、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「手続条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行う。

2 条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

① 法人等の団体であること。

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）

② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者がいないこと。

④ 手続条例第 6 条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥ 県内に主たる事務所（本社・本店）を置き、又は置こうとする者※であること。

※新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとします。この場合には、富山新港元気の森公園に関し、「指定管理者の指定に関する件」として県議会に提出する日までの間で、県が指定する期日までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出すること。

- ・上記の資格・要件のうち、②のア、ウ及び③のア、イについては誓約書、②のイについては納税証明書（法人にあつては法人について、法人格を有しない団体等についてはその代表者についての納税証明書）を提出していただきます。（3－（2）①参照）
- ・上記の資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・また、申請者が各資格・要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

ます。

- ・共同体で申請する場合は、上記すべての要件について、共同体のすべての構成員が満たす必要があります。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添「仕様書」参照）

- ①富山新港元気の森公園の維持管理に関する業務
- ②パークゴルフ場の利用料金の徴収に関する業務
- ③その他別添仕様書に記載する業務

- ・指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

(第三者への再委託)

- ・管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、植栽、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

(法令等の規制及び国・県等の指針・計画等)

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・説明会において必要な資料を配布し、説明します。

(3) 管理の基準

①休園日

パークゴルフ場の休園日は、次に掲げる日とします。

ア 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

②開園時間

パークゴルフ場の開園時間は、午前9時から午後5時までとします。

③管理の基準に関する提案について

- ・上記①、②で定める管理の基準を上回る基準（開園時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ・ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は（5）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・また、参考資料として上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④法令等の遵守

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・指定管理者は、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずる必要があります。
- ・指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずる必要があります。
- ・指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、行政庁と

同等の規定の適用を受けることとなります。

- ・ 手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤帳簿書類の保存

- ・ 指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5 年間保存するものとします。

【参考】現在の指定管理者による管理基準

①休園日

ア 水曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日）

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

②開園時間

ア 1 月 4 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 28 日まで
午前 9 時から午後 5 時まで

イ 6 月 1 日から 8 月 31 日まで
午前 7 時から午後 7 時まで

(4) 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

(5) 県が支出する指定管理料の上限

①指定管理料の上限

年 度	令和 9 年度～令和 11 年度の合計額
指定管理料の上限額	63,339,000 円

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・ 上記指定管理料の上限には公の施設に係る光熱水費及び蛍光灯の交換等に係る消耗品の購入費を含み、修繕費、備品購入費は含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）
- ・ 上記の指定管理料の上限は、管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

【参考】管理に係る経費

	令和 9 年度～令和 11 年度の合計額
指定管理料の上限額	63,339,000 円
利用料金収入見込額	26,562,000 円
管理に係る経費	89,901,000 円

【参考】過去3年間の管理経費（実績額）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理経費	26,424,869 円	26,437,839 円	29,226,586 円
内訳：樹木管理費	2,580,436 円	2,530,387 円	2,557,042 円
芝生管理費	7,151,936 円	7,204,596 円	8,006,234 円
草地管理費	2,930,374 円	2,606,499 円	2,708,612 円
清掃管理費	68,942 円	236,666 円	115,435 円
保守管理費	502,275 円	312,711 円	455,823 円
再委託業務	1,334,664 円	1,465,594 円	1,513,181 円
光熱水費	2,052,632 円	1,978,004 円	2,069,970 円
人件費	6,789,097 円	7,540,839 円	9,116,480 円
その他 (広告費、事務費等)	3,014,513 円	2,562,543 円	2,683,809 円

（賃金・物価スライド制度について）

- ・本募集に係る指定管理料については、人件費や物価等の客観指標の変動を適切に反映させるため、スライド制度を導入します。
- ・スライド制度は、あらかじめ定めた基準額および対象経費に基づき、毎年度、最新の客観指標と前年度の客観指標の増減率〔(最新指標－前年度指標の差)〕を用いて、指定管理料の増減の上限額を算定し、その範囲内で指定管理料をスライドさせる仕組みです。
- ・指定管理者は、毎年度、所定の様式によりスライド上限額の算定及び増額の申請を行うことができます。
- ・県は、提出された算定結果と事業計画・実績等を確認のうえ、予算の範囲内でスライド額を決定します。
- ・基準額に対する1%分については指定管理者の負担とし、それを超える部分についてスライド制度により調整するものとします。
- ・減額となる場合は、当該年度の最終の指定管理料支払時に控除するものとします。
- ・スライド制度は、指定管理期間を通じて継続的に適用することを前提としており、応募に当たっては、本制度の内容を理解したうえで事業計画及び収支計画を作成してください。
- ・制度の詳細（対象経費、算定方法、様式等）については、「スライド制度手引き」を参照してください。

②指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・年間の指定管理料の支払は提案された指定管理料の額に基づき、次のとおり各年度4回に分けて支払います。
- ・最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4 月	10 月	1 月	4～5 月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

- ・ 指定管理料は精算する必要はありません。

③留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、スライド制度に基づく増額を除き、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

（修繕について）

- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

（修繕費の上限額）

年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上限額	2,158千円	2,158千円	2,158千円

- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。指定管理料と修繕費の費用区分をまたいで支出することは出来ません。
- ・ なお、1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

【参考】過去3年間の修繕の件数（1件100万円未満）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	6件	7件	9件
支出額	2,053,150円	2,053,729円	2,052,729円
主な修繕内容	遊具修繕、じゃぶじゃぶ池ポンプ取替え等	倒木処理、遊具修繕、散水栓ボックス内修理等	中央トイレセンサー修理、バルブ修繕等

（備品購入について）

- ・ 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう。）については、原則として、県で購入することとします。
- ・ なお、指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

（6）利用料金制について

- ・ パークゴルフ場については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。

- ・パークゴルフ場の利用料金の額について提案してください。
- ・利用料金は、富山県港湾管理条例第26条第2項の規定により次表1に掲げる金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・次表1に掲げる金額には、用具（クラブ、ボール、ティー）レンタル料金を含みます。また、利用料金は、大人子供別料金、年間パスポート料金等、次表1に掲げる金額の範囲内であれば設定が可能です。
- ・当初の利用料金収入見込額を上回って利用料金収入があった場合の取扱いについては、原則として指定管理者の収入とすることとします。
- ・令和9年度～令和11年度までの年間利用料金収入見込額は8,854,000円/年とします。
- ・年間利用料金収入見込額を下回った利用料金収入であった場合には、指定管理者は、不足する管理運営費を別途費用調達することが必要となりますのでご注意ください。
- ・指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができます。
- ・当該年度に次年度の利用申込を受付ける場合、利用者の利用料金は利用者が利用する年度の収入となります。
- ・当該年度と次年度の指定管理者が異なる場合は、当該年度に次年度の利用料金を徴収した場合、次年度の指定管理者の収入として引継ぎを行っていただきます。なお、この場合徴収する次年度の利用料金額は、次年度の指定管理者が知事の承認を得て決定する額となりますのでご注意ください。

（表1）

種別	単位	金額
パークゴルフ場	1人1日につき	530円

【参考】現在の指定管理者による利用料金及び減免基準
別紙参照

（7）指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・指定管理者と県とのリスク（役割）分担については、募集要項に明記するとともに協定書（仕様書）で定めることとする。

項 目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕（1件100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕（1件100万円以上）（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	△	△
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）（前記	○	

項目に該当する場合を除く)		
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償 (※ 5)		○
災害時対応 (連絡体制確保、応急措置、報告等)	○	○ (指示等)

(※ 1) 1 件 100 万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど (災害時の復旧等) については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

(※ 2) 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

(※ 3) 人件費・物価等の一般的な変動による経費の増加については、スライド制度の範囲内で県と指定管理者が適切に負担を分担します。なお、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとする。

(※ 4) 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

(※ 5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に関して得た成果品の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) は県に帰属することとします。
- ・管理の業務に関連して発明、考案又は意匠の創作をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えるものとする (この場合、あらかじめ、指定管理者において、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要がある。)。

(9) 定期報告書 (月報) の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容

- ア 施設の利用状況 (パークゴルフ場については利用者数及び利用料金収入額 (料金設定単位別))
- イ 施設設備等の管理状況 (必要に応じ施設の写真を添付)
- ウ 利用者等からの苦情及びその対応状況
- エ 施設の安全管理のために実施した取組み
- オ その他必要事項

② 提出期限

翌月 10 日まで

③ 提出方法等

富山県土木部港湾課へ 1 部、富山県土木部富山新港管理局へ 1 部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容

- ア 富山新港元気の森公園の管理の業務の実施状況に関する事項（直近の施設の写真を添付）
- イ 富山新港元気の森公園の利用の状況に関する事項
- ウ 富山新港元気の森公園の利用料金収入（料金設定単位別）の実績に関する事項
- エ 富山新港元気の森公園の管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- オ ア～エに掲げるもののほか、富山新港元気の森公園の管理の業務に関する事項

②提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③提出方法等

富山県土木部港湾課へ1部、富山県土木部富山新港管理局へ1部提出

(11) 事業評価

- ・指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

- ・指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての提案を求めます。

（雇用の提案を求める職員）

職員	職種	所属及び業務内容	有する資格・技能等
職員A	管理事務所長	公園全般の管理運営	日本パークゴルフ協会認定アドバイザー
職員B	管理事務副所長	管理事務所長の補佐	
職員C	事務職員	受付職員、清掃業務	エクセル、ワード等
職員D	事務職員	受付職員、清掃業務	エクセル、ワード等

(13) 県からの派遣職員について

- ・公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。）

(14) 県による調査・指示等

- ・県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(15) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|-----------------------|
| ① 利用者数・収入の増減に対する評価 |
| ② サービス向上に向けた取組み |
| ③ 利用促進（収入増）に向けた取組み |
| ④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み |
| ⑤ 個人情報保護の取組み |
| ⑥ 関係団体との連携 |
| ⑦ 施設・設備の維持管理 |
| ⑧ 危機管理・安全管理などの取組み |
| ⑨ その他必要と認められる事項 等 |

(16) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、県または監査委員が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 5 号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 3 条第 3 項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記(14)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することが出来なかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることが出来ます。

(18) 自主事業の実施について

- ・ 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

ア 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること

イ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと

ウ 収支計画書上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することは出来ないこと

エ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること

オ 自主事業を行う場合においても施設使用料は県の収入として納めること（その他の部分については指定管理者の収入としてよい）なお、利用料金制をとっている場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること。

- ・ 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること。

（＊目的外使用許可の状況がわかる資料を添付すること。）

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配布期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月1日（火）まで
（8時30分から17時15分まで）

② 配布場所

- ・ 富山県土木部港湾課管理係
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
電話：076-444-3335 F A X：076-444-4419
- ・ 富山県富山新港管理局企画管理課
〒934-0031 射水市奈呉の江7
電話：0766-84-8292 F A X：0766-84-8294

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

- ア 指定申請書（別紙様式1）
- イ 事業計画書（別紙様式2）
- ウ 収支計画書（別紙様式3－1、2）
- エ 納税証明書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式）
- オ 誓約書（別紙様式4）
- カ 法人等の役員名簿（別紙様式5）

キ 共同体で申請する場合は、上記の他、次のi～ivの資料を提出してください。また、上記エ～サについては、全ての構成員について提出してください。

- i. 共同体の構成員及び代表者が分かる書類
- ii. 共同体の協定書
- iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
- iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

② 提出部数13部（正本1部、副本12部。副本は正本の複写で、A4サイズに統一。）

③ 申請先及び申請方法

- ・ 次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。
- ・ なお、電子メール、F A Xでの申請は認めません。

(申請書提出先)

富山県土木部港湾課管理係

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-3335 F A X：076-444-4419

④ 申請書提出期間

- ・ 令和8年10月1日（木）から令和8年10月16日（金）まで
（8時30分から17時15分まで）
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の17時15分までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

- ・ 申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

- ・ 指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることは出来ません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
- ・ 申請書類、プレゼンテーション資料に第三者（申請者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に別紙様式6「質問票」により電子メールまたはF A Xにて提出してください。
- ・ 回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答を電子メールまたはF A Xにて送付します。

- ② 質問受付期間 令和8年9月15日（火）から令和8年9月18日（金）まで
（8時30分から17時15分まで）

（質問票提出先）

富山県土木部港湾課管理係

メールアドレス：akowan@pref. toyama. lg. jp

FAX：076-444-4419

- ③ 質問への回答日 令和8年9月30日（水）

(4) 説明会の開催

【募集概要説明会】

- ① 日時 令和8年9月8日（火）14時から
② 場所 富山県富山新港管理局1階会議室
〒934-0031 射水市奈呉の江7
電話：0766-84-8292

【現地説明会】

- ① 日時 令和8年9月8日（火）15時から
② 場所 射水市海竜町地内 富山新港元気の森公園
（各自、公園内休憩所前に集合してください。）

【参加申込】

令和8年9月1日（火）17時15分までに、別紙様式7「説明会参加申込書」にて富山県土木部港湾課あてFAX（076-444-4419）もしくはメール（akowan@pref. toyama. lg. jp）で申し込みください。

（留意事項）

- ・説明会には必ず出席してください。説明会に参加されない法人等については、申請を認めません。なお、説明会では、法人等からの参加者であることを確認できるもの（会社の身分証明証等）の提示を求めます。
- ・共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等が参加する必要があります。
- ・各説明会の参加者は1団体につき2名までとします。
- ・募集要項等の配布資料をご持参ください。

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・指定管理者の選定に係る審査については、「富山新港元気の森公園指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容(企画提案)についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理者候補者として選定することが出来なくなった場合には、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

②審查基準

- ・ 審査は次の審査基準により行うこととします。

[illegible]

	＜例＞最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点 20 = 17.777 ⇒ 17.8	
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成（手続条例第4条第3号）	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか 【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か	20
合 計		100%

③審査結果

- ・審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

＜ホームページに掲載する項目：二次審査の審査結果表＞

審査項目	1 県民の平等な 利用の確保	2 公の施設の効 用の最大限の 発揮	3 施設の効率的 な管理	4 公の施設の管理を適 正かつ確実にを行うた めの財産的基礎及び 人的構成	合計
申請者					
〇〇社					
△△社					
□□社					
指定管理候補予定者：〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。

・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払い方法等に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

令和8年8月24日（月）	募集要項等の公表
8月24日（月）～9月1日（火）	募集要項等の配布
9月8日（火）	募集概要説明会・現地説明会の開催
9月15日（火）～9月18日（金）	質問の受付
9月30日（水）	質問の回答
10月1日（木）～10月16日（金）	申請書受付期間
10月下旬	（一次選考結果発表）
11月上旬	二次選考
11月上旬	指定管理候補予定者の選定（二次選考結果発表）
11月上旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者と協定の締結
令和9年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配付資料

- ① 当募集要項
- ② 仕様書
- ③ 位置図
- ④ 施設概要図
- ⑤ 休憩所平面図
- ⑥ 設備一覧表 (R9～R11)
- ⑦ 備品一覧表
- ⑧ 現在の指定管理者による利用料金及び減免基準
- ⑨ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領
- ⑩ 作業数量一覧

(様式集)

- ⑪ 申請書様式 (様式 1)
- ⑫ 事業計画書様式 (様式 2)
- ⑬ 収支計画書様式 (様式 3－1、2)
- ⑭ 誓約書様式 (様式 4)
- ⑮ 法人等の役員名簿 (様式 5)
- ⑯ 質問票 (様式 6)
- ⑰ 説明会参加申込書 (様式 7)

問い合わせ先

富山県土木部港湾課管理係

(事務担当：青木、小池)

T E L 076-444-3335

F A X 076-444-4419